

「事業体における期間制勤労者の実態調査」結果

- 2009年7月以後1年間(2009年7月～2010年6月)に契約期間が満了する者は382千人。
 ※ ①法施行(2007.7)後に新規に採用・更新した場合はその時点から起算し、②勤続期間2年が到来する勤労者であって、③2009.7～2010.6の間に契約期間が満了する者。

(表) 勤続期間2年以上である者中、月別期間満了者

(単位:名)

計	2009年						2010年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
381,885	19,760	22,029	19,249	25,866	20,612	59,440	34,109	56,303	42,868	27,361	25,018	29,271

※ 従来の展望と比較し難い理由として、

- ・ 本事業所調査は、経済活動人口調査より勤労者数及び期間制勤労者数が少なく(それぞれ-116万人、-28万人)、法適用除外者が多いこと(194千人)
- ・ 2年以上勤続者中、法適用対象者のみを把握していること
- ・ 法適用以前に2年以上長期勤続者が減少したこと

- 法律上、期間制限規定が適用される2009年7月の契約期間満了者は19,760人であり、「正規職転換」が36.8%(7,276人)、「契約終了」が37.0%(7,320人)、「その他」が26.1%(5,164人)。
- 2009年7月の契約期間満了者中、「正規職(無期契約を含む)への転換」比率は36.8%。ただし、一部金融機関のように、処遇改善なく雇用のみを保障する無期契約締結に過ぎないケースが相当数ある。
- 正規職転換について、期間制限規定の適用以前である2009年6月の正規職転換比率(38.8%)と(2009年7月を)比較したところ、大きく異なっておらず、また、2007年8月～2009年3月の経済活動人口調査をパネル分析(KDI未発表)した結果、勤続2年以上の者の正規職転換率も38.3%であった。

- ・ 出た規則の法(2007年)
 2年をこえれば無期契約とできる
 ・ 2年T-1の法を調査したものの

(表) 契約期間満了者に対する措置内容 (2009年6~7月)

(単位:名、%)

区分1)	契約期間満了者	正規職転換2)	契約終了3)	その他4) 2
2009.7	19,760 (100.0)	7,276 (36.8) ✓	7,320 (37.0) ✓	5,164 (26.1) 2
2009.6	53,500 (100.0)	20,735 (38.8) ✓	16,331 (30.5) ✓	16,434 (30.7) 2

1) 2009年6月は、勤続2年以上である6月中の契約期間満了者であり、2009年7月は、法施行以後勤続2年以上である7月中の契約期間満了者。

2) ①無期契約締結とともに処遇水準や昇進機会等が改善された正規職転換及び②処遇水準等の改善なく雇用安定のみ保障された無期契約転換措置を含む。

3) 期間制勤労契約の終了。

4) 「期間制契約を再び締結」、「法と関係なく慣行どおり期間制として雇用」、「方針を決めていない」と回答。

→ 法にもらひは「定期にのみ」法に依る(書本) 甲を留めた
 → 契約終了者及び「その他」回答者まで含める場合、雇用不安規模は63.1%に達し、期間制法上の期間制限規定の適用以前(2009年6月30日以前)と以後の正規職転換率も類似していることから、法による正規職転換効果は大きくないと見られる。